

令和4年6月2日

児童発達支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

みだしのことにつきまして、厚生労働省より「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和4年5月20日付厚生労働省事務連絡）（以下、厚労省事務連絡という。）（別添1）が示されましたので、今後は下記の通りのご対応をお願いいたします。

また、マスクの着用に関するリーフレット（別添2）も示されておりますので保護者周知をする際にご活用ください。

記

1 子どものマスク着用について

- ・子どものマスク着用については、これまでも2歳未満については、マスク着用は奨めておらず、この取扱いに変更はありません。
- ・具体的には、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこととします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられます。この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないようにしてください。

2 屋内外でのマスク着用の考え方について

- ・厚労省事務連絡（別添1）の1及び2をご確認ください。

子ども発達支援係 TEL：052-972-3187